

令和3年度 北区融資制度一覧

信用保証料補助は平均的保証料を基準に算出します。
詳しくはP4「2利率及び信用保証料補助金について」を参照。

- 基本要件**
- ①個人は区内に住所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
 - ②個人は前年度の特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること
 - ③東京信用保証協会の保証対象業種であること（特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること）
 - ④適切な事業計画と確実な資金計画があること
 - ⑤現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと

メニュー名	融資の要件	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年利)	利子補給	実質利率	信用保証の要・不要	保証料補助※1
事業資金	基本要件を満たしていること	2,000万円 (運転・設備各1,000万円)	運転	1.9%以内	0.4%	1.5%以内	必要に応じて	半額
特別融資事業資金			設備					
小口零細企業資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ①従業員数が製造業等20人(卸・小売・サービス業は5人)以下であること ②今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること	2,000万円	運転	1.8%以内	0.8%	1.0%以内	必要	なし <small>東京都から半額補助が受けられます</small>
		設備	7年以内 (据置6か月以内を含む)					
緊急景気対策借換資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ※緊急景気対策借換資金の借換は不可 ①2年以上の北区中小企業一般融資(保証協会保証付き)を本融資により借換一本化する事 ②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の1.5倍以下であること ⑤申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る ⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限る	2,000万円	運転	2.0%以内	1.0%	1.0%以内	必要	なし
			10年以内					
不況対策資金	基本要件を満たしており、最近3か月または1年間の売上高が昨年同期と比較して減少していること	1,000万円	運転	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要	半額
			5年以内 (据置1年以内を含む)					
不況対策借換資金	不況対策資金の対象者で、次の全ての要件に該当すること ※不況対策借換資金の借換は不可 ①北区中小企業一般融資(保証協会保証付き)を本融資により返済すること ②返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり1年以上継続して行っていること ③借入額は、返済条件となる融資の残高以上であること ④申込金融機関は、返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る	1,500万円 不況対策資金との併用になる場合は1,000万円が限度額	運転	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要	なし
			7年以内					
事業活性化支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①セーフティネット保証5号の認定を受けていること(認定有効期限内) ②中小企業等経営強化法による経営革新計画・新連携事業計画・経営力向上計画のいずれかの承認・認定を得ていること ③区内で事業転換・多角化を行うこと(別途要件あり) ④北区まらりと光るものづくり顕彰受賞企業であること(認定日から2年以内) ⑤北区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けていること(認定日から3年以内)	1,000万円	運転	1.9%以内	1.5%	0.3%以内 0.4%以内	必要	半額 必要に応じて
			併用					
事業承継支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①事業承継を3年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組むこと ②事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化に取り組むこと	1,500万円	運転	1.9%以内	1.5%	0.4%以内	必要に応じて	半額
			併用					
緊急資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①区長が指定する災害救助法の適用に至らない災害の被災者 ②他地域の重大災害により事業活動に支障をきたしているもの ③公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告をうけており区内に当該事業所があるもの ④その他区長が定めるもの	1,000万円	運転	1.9%以内	1.5% ①・②は実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	0.4%以内 ①・②は実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	全額
			設備					
起業家支援資金	事業を営んでいない個人が、新たに事業を始める場合(創業した日から1年未満を含む)で次の全ての要件に該当すること ①区内に住所(法人にあっては本店登記)及び主たる事業所を有すること(ただし北区ネスト赤羽入居者は、いずれか一方があればよい) ②前年度の個人住民税を完納していること ③保証協会の保証対象業種であること(特別融資については日本政策金融公庫の貸付対象者であること) ④開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること	1,500万円 特定創業支援等事業による支援を受けたこと の証明がある場合は2,000万円	運転	1.8%以内	1.5%	0.3%以内	必要に応じて	半額
			併用					
特別融資起業家支援資金			運転	1.9%以内	公庫の適用利率 公庫適用利率から実質利率が0.3%になるように補給	0.3%	不要	なし
			設備					
団体事業資金	次の要件を満たす事業協同組合、商店街振興組合等の団体 ①主たる事務所が区内に所在し、構成員の2分の1以上が区内に事業所を有する中小企業者 ②構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象事業を営む団体 ③前期の法人都民税(任意団体にあっては代表者の前年度の個人住民税)を完納していること	2,000万円 (1億円) ()内は商店街振興組合	運転	1.9%以内	0.4% 1.3% (1.7%)	1.5%以内 0.6%以内 (0.2%以内)	不要 (必要に応じて)	なし
			転貸					
夏季・年末資金	基本要件を満たしており、一時的に必要な資金であること 夏季資金の申込期間 令和3年6月1日から7月30日まで 年末資金の申込期間 令和3年10月1日から11月30日まで	500万円	運転	1.6%以内	1.3%	0.3%以内	必要に応じて	全額
			1年以内 (据置6か月以内を含む)					
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高が前々年同期と比較して減少していること。 創業3か月以上1年未満の中小企業者についてはセーフティネット保証4号または5号の認定を受けていること。	1,000万円 (500万円) ()内は創業3か月以上1年未満の方	運転	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	全額※2
			5年 (据置1年以内を含む)					

※1 北区ビジネスプランコンテスト入賞者には、実際の保証料の全額(小口零細企業資金は東京都の補助を除いた額の全額)を補助します。ただし認定日から2年以内にあつては融資に限りません。 ※2 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の保証料は実際の支払額の全額を補助します。